

はじめに

グループホームは障害のある人たちの「地域の中で暮らし続けたい」という思いからスタートしました。「障害のある人たちの地域の中での普通の暮らし」の実現を目指して、各地でグループホームの実践を積み重ね、その蓄積が国のグループホーム制度へとつながってきました。

グループホームと呼ばれるものの中には、広くは障害者グループホーム、認知症高齢者グループホーム、子どものグループホーム(ファミリーグループホーム)などがあります。

障害者グループホームの中でも、①障害者自立支援法に基づく共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、②自治体独自の制度に基づくグループホームがあり、その内容は多岐にわたります。

障害者グループホームの中で最も多いのは、障害者自立支援法に基づくものです。その法的根拠となっている障害者自立支援法は、「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」を目的として掲げており、入所施設や病院を出て、障害のある人たちがその人の希望する地域で暮らすことを実現するための施策を打ち出しています。

障害者福祉は、長年続いた入所施設中心の考え方から、地域で暮らすことを中心とした考え方へと転換がはかられつつあり、障害のある人たちの希望をかなえる方向に向かって進み始めたところと言えます。

私たちは、グループホームの基本は、「地域の中にあること」「普通の暮らしの場であること」「入居者自身が『自分にあった自分の暮らし』を実現できる場であること」であると考えていますが、この基本から外れることなく、全国各地にグループホームが拡充されていくためには、立地や建物の規模の問題が大変重要であると考えています。

様々な人たちが暮らしている地域の中にあるという立地、ご近所の人たちと違和感なく暮らせる建物規模であること、そこで暮らす人のニーズに基づいた建物を選択できることが求められます。

グループホーム火災を発端として消防法が改正され、それに続く建築基準法の取り扱いをめぐる問題から各地で混乱が起きており、障害者が安心して暮らすための場の確保が揺らいでいます。グループホーム学会では、グループホームの現場で起こっていることを調査する取り組みをおこないました。この報告書では、調査の結果を整理し、解決の方向性をさぐって検討を重ねたものをまとめました。

この問題に取り組む中、障害福祉がノーマライゼーションの理念に基づく施策に転換されていることが、消防関係者や建築関係者には浸透していないことを強く感じました。障害福祉の目指している方向を障害福祉関係者のみではなく、消防や建築に携わる人たちにも伝えることの必要性を強く感じ、この報告書をまとめました。

障害のある人たちが地域の中で安全な生活を送れるようにするためには、言うまでもなく、消防や建築関係の方々の協力が欠かせません。関係者の方々に障害福祉の流れを理解していただき、障害のある人たちの希望を損なうことのない安全な暮らしの実現にご尽力いただきたいと思います。

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
代表 室津 滋 樹

本報告書におけるグループホームに関する用語の使い方

「グループホーム」

総称として使う場合。自立支援法におけるグループホーム・ケアホーム、生活ホーム等自治体でおこなっているもの、高齢者や子どものグループホーム等、すべてのグループホームを包括したものを指すという意味合いで使う場合には「グループホーム」と記載しています。

「障害者グループホーム等」

障害者自立支援法に基づくものには、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)があります。

自立支援法に基づくグループホーム・ケアホームを意味する場合には、グループホーム、ケアホームをまとめて「障害者グループホーム等」と記載しています。

「認知症高齢者グループホーム」

高齢者のグループホームに限定して使う場合には、「認知症高齢者グループホーム」と記載しています。